

霧島市条例第46号
令和7年12月18日

霧島市手数料条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

霧島市長 中重 真一

霧島市手数料条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

霧島市手数料条例の一部を改正する条例（令和4年霧島市条例第58号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「令和8年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。